

＜馬淵川・庄川の河川整備基本方針の概要＞

平成9年に河川法が改正され、豊かであるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事实施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した2水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。また、治水計画の基本となるべき事項として、目標とする洪水の流量である基本高水のピーク流量（計画の基本となる洪水の流量）を最新の水文データ等も加えてその内容を検証した結果、2水系ともに既定計画と同様とすることとしました。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html>

【社会資本整備審議会河川分科会について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/shingikai/shakai/index.html>

今回策定する2水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。